平成２６年（ヘ）第１２号
名古屋市北区大曽根４丁目18番10号
申立人　株式会社イケテック
代表者代表取締役　池戸　益世
権利を争う旨の申述の終期　平成26年８月13日
平成26年８月14日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ13820
金額　181,283円
支払期日　平成26年７月31日
支払地　愛知県愛知郡東郷町
支払場所　株式会社名古屋銀行東郷支店
振出日　平成26年３月31日
振出地　白地
振出人　キムラ制御システム株式会社　代表取締役　木村　清豪
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１６号
長野市大字稲葉字中千田2019番地５
債務者　丸小商事株式会社
代表者代表取締役　鈴木　克美
１　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一由　貴史
４　破産債権の届出期間　平成26年９月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後１時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２９号
愛知県日進市赤池１丁目102番地
債務者　株式会社アドリアーノ
代表者代表取締役　山本　　晋
１　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥村　哲司
４　破産債権の届出期間　平成26年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３５号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字清水９番地１、商業登記簿上の本店所在地愛知県額田郡幸田町大字深溝字小山46番地２
債務者　株式会社ヤシマ
代表者代表取締役　本田　浩久
１　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
４　破産債権の届出期間　平成26年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午後４時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
群馬県桐生市本町４丁目329番地の３
債務者　有限会社ワークアウトカンパニー
代表者取締役　河内　愼志
１　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂木　一博
４　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午前10時30分
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第７５１号
京都市北区小山上内河原町37番地
債務者　株式会社倉内工務店
代表者代表取締役　倉内　義彦
１　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷山　智光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午後２時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
埼玉県鴻巣市宮地５丁目７番６号
債務者　神成　　裕
１　決定年月日時　平成26年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　孝明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
北海道上川郡当麻町7014番地
債務者　株式会社マルツカ
代表者代表取締役　塚原　武光
１　決定年月日時　平成26年８月18日午後６時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午後２時15分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６０号
石川県野々市市位川286番地２
債務者　有限会社ケリー
代表者取締役　末松　陽一
１　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　光代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前10時15分
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
三重県志摩市浜島町浜島3003番地
債務者　有限会社松阪屋
代表者代表取締役　柴原　寛之
１　決定年月日時　平成26年８月19日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河之口　学
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前10時
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
群馬県桐生市相生町３丁目446番地５
債務者　有限会社ハート・ビート
代表者取締役　河内　愼志
１　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂木　一博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午前10時30分
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１６号
三重県鈴鹿市中旭が丘２丁目10番28号　シティライフ鈴鹿Ｂ102
債務者　野田　節子
１　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片山　眞洋
４　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１７号
三重県鈴鹿市住吉３丁目29番５号　チェリーブロッサム202
債務者　重崎　貴昭
１　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
４　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９７号
島根県雲南市大東町大東下分211番地２
債務者　原建材こと　原　　敏夫
１　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣澤　　努
４　破産債権の届出期間　平成26年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
松江地方裁判所民事部